

5 4 . 5 4

微生物の受託番号等の変更の公開（特許）
公報掲載について（特）

1. 公開公報については、受託番号変更届（特施規様式第33）の内容を掲載する。
2. 特許公報については、変更後の受託番号、寄託機関が掲載される。

（説明）

微生物に係る特許出願については、微生物の保管を寄託した旨の受託番号等が [特許法第64条第2項第8号](#) 及び [同法第66条第3項第7号](#) の「前各号に掲げるもののほか、必要な事項」に該当し、出願時には明細書及び特許請求の範囲にそれらが記載されているのでそのまま掲載することとし、その後の受託番号等の変更がなされたときは、本文のとおり取り扱う。

（改訂平成23・11）